

## 鹿児島市認知症高齢者等見守り活動等に関する実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、認知症高齢者等の見守り活動や認知症の理解促進への取組（以下「本取組」という。）に賛同し協力する事業者等（以下「協力事業者」という。）と協定を締結し、認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 認知症高齢者等 認知症高齢者、若年性認知症、認知症疑いのある高齢者等をいう。
- (2) 協定締結事業者 市内に本店、支店、営業所等の拠点を置く協力事業者であって、本市と協定を締結した者をいう。
- (3) 見守り対象者 市内に在住する認知症高齢者等（以下「対象者」という。）をいう。

### (協定締結事業者の活動等)

第3条 協定締結事業者は、本取組の趣旨を従業員等に周知し、次に掲げる活動等を行うものとする。ただし、本取組は、協定締結事業者の良心にもとづく社会的な貢献活動であることから、無償とし、対象者に不利益が生じた場合も、その責めを負わないものとする。

- (1) 日常業務に支障のない範囲で見守り活動が円滑に行われる体制を整える。
- (2) 見守り活動においては、対象者の異変や心身状況の変化に気づいたときは、その状況を速やかに市に連絡する。
- (3) 上記(2)に関わらず、対象者が危害を受ける状況にあり、緊急に対処する必要があると判断した場合は、直ちに警察署又は消防署等にその状況を通報するものとする。
- (4) 協定締結事業者自身の本取組の普及啓発に努めるとともに、認知症サポーター養成講座や認知症おかえりサポート協力サポーターなど、市が実施する事業に対し、従業員等の自主的な受講等を促す環境を整える。

### (市の役割)

第4条 市は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 本取組を実施するための体制整備及び普及啓発
- (2) 協定締結事業者及び関係機関等の連絡調整
- (3) 協定締結事業者の登録及び、市のホームページ等による公表

- (4) 協定締結事業者からの連絡に対する調査・確認・対応
- (5) その他本取組の実施に関して必要な業務

(協定の締結)

第5条 協定の締結を希望する協力事業者（以下「協定希望事業者」という。）は「鹿児島市認知症高齢者等見守り活動等協力申込書（新規・変更）」（様式第1号）を市長に提出するものとする。なお、市内に支店等事業所が複数存在する場合は、本店等代表者による申請も可とする。

2 市長は、前項に規定する申込書が提出された時は、第3項に規定する事項について審査の上、適当であると認める場合は協定書を作成するものとする。

3 協定希望事業者が次に掲げる場合には、協定を締結することができないものとする。

- (1) 各種法令に違反している場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらと密接な関係を有する場合
- (3) 本取組を通して、宗教行為、政治活動、公序良俗に反する活動を目的とする場合
- (4) その他市長が適当でないと判断した場合

(報告書の提出)

第6条 協定締結事業者は、年度ごとに「鹿児島市認知症高齢者等見守り活動等実施報告書」（様式第2号）を市に提出するものとする。

2 報告書の提出期限は、翌年度の4月末日とする。

(協定の辞退)

第7条 協定締結事業者は、協定の辞退を申し出る時は「鹿児島市認知症高齢者等見守り活動に関する協定辞退届」（様式第3号）を市長に提出する。ただし、当該届提出前に協定締結事業者が閉業した場合は、この限りでない。

(協定の解除)

第8条 市長は、協定締結事業者が第5条第3項のいずれかに該当することが明らかとなった時は「鹿児島市認知症高齢者等見守り活動等に関する協定解除通知」（様式第4号）により、協定を解除できるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 協定の有効期間は、協定締結の日からその属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、市又は協定締結事業者のいずれからも文書による終了の意思

表示がない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 協定締結事業者は、本取組の実施により知り得た個人情報を第3条の見守り活動の目的以外に利用及び漏洩してはならない。

2 前項の規定は、協定の解除又はその他の理由により協定締結事業者でなくなった後も同様とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。